

# 契約規程

昭和48年4月1日施行

規程第13号

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人柏市まちづくり公社（以下、「公社」という。）の契約事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(平24年規程15・一部改正)

(契約の締結)

第2条 売買，賃借，請負，その他の契約は，一般競争入札，指名競争入札，随意契約の方法により締結するものとする。

(指名競争入札)

第3条 指名競争入札ができる場合は，次の各号に掲げる場合とする。

(1) 工事又は製造の請負，物件の売買，その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき

(2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が，一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき

(3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき

(随意契約)

第4条 随意契約によることができる場合は，次の各号に掲げる場合とする。

(1) 次に掲げる範囲内の金額で契約することが見込まれるとき

ア 工事又は製造の請負 130万円

イ 財産の買入れ 80万円

ウ 物件の借入れ 40万円

エ 財産の売り払い 30万円

オ 物件の貸付け 30万円

カ 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(2) 不動産の買入れ又は借入れ，公社が必要とする物品の製造，修理，加工又は納入に使用させるため，必要な物品の売払い，その他の契約で，その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき

(3) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき

(4) 競争入札に付することが不利と認められるとき

(5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる

見込みのあるとき

(6) 競争入札に付し入札者がいないとき，又は再度入札に付し落札者がいないとき

(7) 落札者が契約を締結しないとき

(平24年規程15・一部改正)

(一般競争入札参加者の資格)

第5条 一般競争入札に参加できるものは，柏市財務規則第124条相2項の規定に基づく柏市の業者登録システムに登録のあるものに限る。

(一般競争入札参加者の資格の確認)

第6条 一般競争入札に参加しようとする者は，次に掲げる書類を提出し，入札参加者の資格を有していることの確認を受けなければならない。

(1) 法令又はこの規程の定めるところにより，契約の履行に関し別段の資格を必要とする場合にあっては，その資格を有することを証するに足りる書面

(2) 法人にあっては，その設立登記簿の抄本

(3) 経歴書

(4) その他必要とする書類

(予定価格の設定)

第7条 理事長は，一般競争入札に付する事項について，あらかじめ当該付そうとする事項に関する仕様設計書等によって予定価格を定めなければならない。

2 前項の予定価格について，予定価格書を作成の上，封筒に入れて封印し，これを開札の場所に置かなければならない。

(最低制限価格の決定)

第8条 工事又は製造その他の請負を当該一般競争入札に付する場合において最低制限価格を設ける必要があるときは，前条の規定の例によりこれを定めなければならない。

2 前項の規定により最低制限価格を付するときは，次に規定する入札の公告において，これも明示しなければならない。

(入札の公告)

第9条 一般競争入札に付するときは，当該入札の期日までに，次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

(1) 入札に付する事項

(2) 入札に参加する者に必要な資格

(3) 入札又は開札の場所及び日時

(4) 契約条項，設計図書等を示す場所及び日時

(5) 入札保証金に関する事項

(6) 入札の無効

(7) 前各号に掲げるもののほか，一般競争入札に関し必要な事項

2 建設工事に係る一般競争入札の公告期間は，前項の規定にかかわらず，建設業法施行令第6条に規定する見積期間によらなければならない。

(入札の方法)

第10条 一般競争入札に参加しようとする者は，見積書を作成し，封書にして自己の名を表記し，入札の日時までに入札の場所へ提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず，理事長は，入札への参加を郵便により行わせることができる。この場合において，入札者は，見積書を作成し，封書にして自己の名及び入札案件の件名を封書に表記し，理事長があらかじめ指定する日時及び場所に郵送しなければならない。

3 前項の規定により郵送する場合において，理事長があらかじめ指定する日時及び場所に到達しなかったものは，当該入札が無かったものとみなす。

4 代理人が入札する場合は，入札前に委任状を提出しなければならない。

5 前項の代理人は，同一入札において2人以上の代理人になることはできない。

6 入札者は，同一入札において他の入札者の代理人となることはできない。

(入札参加者の制限)

第11条 次の各号の一に該当する者は，これを入札又はその代理人とすることができない。

(1) 未成年者（法定代理人の同意を得た者を除く。）

(2) 禁治産者及び準禁治産者並びに，破産者で復権を得ない者

(3) 禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者

(落札者の決定)

第12条 開札の結果，予定価格の制限の範囲内に達した者があるときは，公社が収入を得る契約にあつては，最高額をもって入札をしたもの，公社が支出を行う入札にあつては，最低の価格をもって入札した者を落札者として決定しなければならない。

2 理事長は，前項の規定により落札者を決定したときは，直ちに，その旨を落札者に通知しなければならない。

3 落札者は，前項の通知を受けた日から7日以内（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び1月2日ないし1月4日，12月28日な

いし12月31日については、この期間に参入しない)に契約を締結しなければならない。

(指名競争入札の参加者の指名)

第13条 指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、3人以上の者を選定し、入札者として指定しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

(指名競争入札に係る関係規定の準用)

第14条 第5条から第12条までの規定は、指名競争入札をする場合について準用する。ただし、理事長が認めた場合は、この限りではない。

(随意契約の見積書の徴取等)

第15条 随意契約に付するときは、原則として2以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される時
- (2) 市場価格が一定している場合であって、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要がある物品を購入するとき
- (3) 工事の請負(修繕を内容とするものを除く。)又は製造の請負にあたっては、1件の契約金額が50万円未満、工事の請負(修繕を内容とするものに限り)にあたっては、1件の契約金額が30万円未満、それ以外のものにあたっては、1件の契約金額が5万円未満であるとき
- (4) 2以上のものから見積書を徴することが適当でないとき
- (5) 特に緊急を要するため2以上のものから見積書を徴する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき

(平24年規程15・一部改正)

(随意契約に係る関係規定の準用)

第16条 第7条及び第8条の規定は、随意契約をする場合について準用する。ただし、第7条については、特に必要が無いと認めるときは、予定価格書の作成を省略することができる。

## 第2章 契約の締結

(契約書の作成)

第17条 契約の相手方を決定したときは、直ちに契約書を作成しなければならない。

(契約書の作成の省略)

第18条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、

契約書の作成を省略することができる。ただし、長期継続契約については、この限りでない。

- (1) 工事の請負（修繕を内容とするものに限る。）の契約で、その契約金額が10万円未満の契約を締結するとき
- (2) 工事の請負契約以外の契約で、その契約金額が50万円未満であり、かつ、登記又は登録の手続きを必要としない契約を締結するとき
- (3) せり売りに付するとき
- (4) 物品の売払いの場合において、買受人が直ちに代金を納めて、その物品を引き取るとき
- (5) 理事会決議契約等のうち、不動産の買入りに係るもの又は国及び公共団体を相手方とするものに係る理事会の議決を得たときに本契約が締結される旨の仮契約で、承諾する旨の書面が提出されたとき
- (6) 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約を締結するとき

（平24年規程15・一部改正）

（請書）

第19条 前条の規定により契約書を省略するときは、契約の目的となる給付の内容、履行期限、契約金額その他必要な事項を記載した請け書を契約の相手方から徴さなければならない。ただし、契約金額が5万円未満であるもの又は前条第1項第3号、第5号若しくは第6号に規定する場合は、この限りでない。

（平24年規程15・一部改正）

### 第3章 契約の履行

（監督）

第20条 監督を命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、工事、製造、その他の請負契約に係る仕様書及び設計書に基づいて、当該契約の履行に必要な細部設計図を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認をしなければならない。

2 監督職員は、必要があるときは、工事、製造、その他の請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

3 監督職員は、監督の実施にあつては、契約の相手方の業務を不当に妨げることをないようにするとともに、監督において特に知ることが

できたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査)

- 第21条 検査を命ぜられた職員（以下「検査職員」という。）は、当該契約について、給付の全部又は一部が完了したときは、契約書、その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じて当該契約に係る監督職員の立会いを求め、給付の内容について検査を行わなければならない。
- 2 前項に規定する検査職員は検査職員区分表（別表1）に基づくものとする。
- 3 前2項の場合においては、必要に応じて破壊若しくは分解、又は試験をして検査を行うものとする。
- 4 検査職員は、前3項の規定による検査の実施に当たっては、相手方契約者又はその代理人の立会いを求めなければならない。
- 5 検査職員は、前4項の規定による検査の結果、給付の全部又は一部の完了が確認されたときは、検査調書及び出来高査定調書を作成しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、関係帳票にその旨を記載することによって検査調書及び出来高査定調書（第6号に該当する場合にあっては、出来高査定調書）を省略することができる。
- (1) 単価契約
  - (2) 物件の買入れ契約
  - (3) 工事若しくは製造の請負契約又は修繕に関する契約で、その契約金額が50万円未満のもの
  - (4) 物件の賃貸借契約
  - (5) その他の契約でその契約金額が50万円未満のもの
  - (6) 前各号に掲げる契約以外の契約で、第22条の2第1項の規定による部分払いをしないもの
- 6 検査職員は、前項の書類を命令者に提出しなければならない。この場合において給付の内容が契約の内容に適合しないものがあるときは、その旨及びその措置についての意見を付さなければならない。

(平24年規程15・一部改正)

(対価の支払い)

第22条 契約代金は、前条の規定による検査に合格したものでなければ支払いをすることができない。

(部分払い)

第22条の2 契約に基づく給付の既納部分又は既済部分に対し、その完納又は完済前に代金の一部を支払う契約があるときは、次の各号に

掲げる区分に応じて，当該各号に定める金額の範囲内において部分払いをすることができる。

(1) 工事又は製造その他の請負契約 既済部分の代価の10分の9（補助対象となった事業で，理事長が必要と認めるときは，10分の10）

(2) 前号以外の契約 既納部分に対する代価

2 前項の規定による工事の部分払をすることができる回数は，次の各号に掲げる契約金額の区分に従い，当該各号に定めるとおりとする。ただし，執行者が特に必要と認めるときは，回数を増減することができる。

(1) 1,000万円未満 1回

(2) 1,000万円以上 3,000万円未満 2回

(3) 3,000万円以上 5,000万円未満 3回

(4) 5,000万円以上 7,000万円未満 4回

(5) 7,000万円以上 5回以内

3 前2項の規定により2回以後の部分払をしようとするときは，その都度，当初からの既納部分又は既済部分について第1項に規定する金額を算定し，当該算定した金額から前回までの支払済額を控除して得た額をもって，今回の部分払の支払額とする。この場合において，前金払された金額があるときは，既納又は既済部分の率に応ずる当該前金払の金額をその都度算出し，これを部分払の金額から差し引くものとする。

（平24年規程15・一部改正）

（権利義務の譲渡の禁止）

第23条 契約により生ずる権利又は義務をいかなる方法をもってするかを問わず譲渡し，承継させ，若しくは担保に供し，又は工事，製造若しくは供給を一括して他人に請負わせ，若しくは委任することができない。ただし，特別の必要があつて理事長の承認を受けたときは，この限りでない。

（平24年規程15・一部改正）

（長期継続契約）

第24条 長期継続契約をすることができる契約は，次に掲げる契約とする。

(1) 次のいずれかに該当する物品を借り入れる契約であつて，商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの

ア 複写機，ファクシミリ，電子計算機，電話設備，録音設備  
その他の事務の用に供する機器又は設備（これらの使用に伴  
い必要となる附属機器又は設備を含む。）

イ 車両

ウ その他理事長が特に必要があると認める物品

(2) 前号に規定する契約により借り入れる物品に係る維持管理  
その他の役務の提供を受ける契約

(3) 社屋の管理に係る契約その他の毎年4月1日から継続的に  
役務の提供を受ける必要がある契約

(4) 専門的な資格，知識又は技術を要する役務の提供に係る契  
約であって，契約の相手方が初年度に教育，訓練その他相当  
の準備に係る期間を要するもの

2 長期継続契約を締結することができる期間は，5年以内とす  
る。

（平24年規程15・一部改正）

（その他）

第25条 この規程に定めのない事項については，柏市財務規則の例に  
ならうものとする。

附 則

1 この規程は，昭和48年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に契約したものについての取扱いは，従前の例に  
よる。

附 則

1 この規程は，平成元年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に契約したものについての取扱いは，従前の例に  
よる。

附 則

この規程は，一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

（平24年規程15・一部改正）

附 則

この規程は，平成31年4月1日から施行する。



別表 1 (第 2 1 条 第 2 項)

検査職員区分表

契約額	検査職員
1 0 0 万円以上	事務局長
1 0 万円以上 1 0 0 万円未満	課長及び所長, 担当リーダー並びに業 務リーダー以上
1 0 万円未満	担当者以上